

令和 7 年 1 0 月 2 6 日 執行

越前市長選挙及び越前市議会議員補欠選挙

指定病院等における

不在者投票事務要領

越前市選挙管理委員会

目 次

1	不在者投票制度	1
2	指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者 支援施設及び指定保護施設	1
3	不在者投票管理者	2
	(1) 不在者投票を管理する者	
	(2) 不在者投票管理者の主たる事務	
	(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項	
4	不在者投票をすることができる者	4
5	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法	4
	(1) 選挙人が自ら請求する方法	
	(2) 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法	
6	投票用紙及び不在者投票用封筒の交付	5
	(1) 選挙人が自ら請求した場合	
	(2) 指定病院等の長が選挙人に代わって請求した場合	
7	不在者投票ができる期間	6
8	投票記載所の設備	6
9	不在者投票の方法	6
	(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと	
	(2) 不在者投票の手続	
10	投票立会人の立会	8
11	不在者投票外部立会人について	9
12	不在者投票の送致	10
	(1) 不在者投票用封筒（外封筒）の裏面に記載する事項	
	(2) 不在者投票の送致	
13	不在者投票台帳の整備について	10
14	経費の請求について	11
15	選挙が無投票になった場合について	11

指定病院等における不在者投票の事務要領

1 不在者投票制度

不在者投票の制度は、法律で定められた一定の事由によって、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない選挙人のために、投票日の前でも投票することができるという一般投票の例外的な制度です。このため、特に厳格な手続が定められています。

2 指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設の概要は、次のとおりです。

(1) 指定病院とは

医療法にいう病院のうち、おおむね50人以上の患者を収容するに足るベッド数を有する病院で、都道府県選挙管理委員会が指定したものをいいます。

(2) 指定老人ホームとは

老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームのうち、収容定員がおおむね50人以上の老人ホームで、都道府県選挙管理委員会が指定したものをいいます。

(3) 指定身体障害者支援施設とは

身体障害者福祉法に規定する、肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設のうち、収容定員がおおむね50人（通所者を含めない。）以上の施設で、都道府県選挙管理委員会が指定したものをいいます。

(4) 指定保護施設とは

生活保護法に規定する救護施設及び更生施設のうち、収容定員がおおむね50人（通所者を含めない。）以上の施設で都道府県選挙管理委員会が指定したものをいう。

(注) 「指定病院」「指定老人ホーム」「指定身体障害者支援施設」及び「指定保護施設」を併せて以下単に「指定病院等」といいます。

3 不在者投票管理者

(1) 不在者投票を管理する者

ア 不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとにおいて行われます。

不在者投票管理者は、

指定病院→→→→→→病院長

指定老人ホーム→→→老人ホームの長

その他の指定施設→→施設の長

がそれぞれこれにあたります。(公職選挙法施行令(以下「令」という。)第55条第2項)

ただし、指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることはできません。(令第55条第8項)。

ここにいう候補者は、当該候補者となった選挙のみならず、候補者としての身分を有している期間について行われるすべての選挙の不在者投票管理者となることができません。

イ 前記アの不在者投票管理者が、候補者になった場合や外国人である場合又は事故がある場合や欠けた場合においては、病院にあっては院長の職務を代理する医師若しくは歯科医師、老人ホーム又は施設にあってはその長の職務を代理する者が、不在者投票管理者になります。(令第55条第9項)

(2) 不在者投票管理者の主たる事務

ア 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。

イ 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、次の不在者投票事務全般を管理すること。

(ア) 選挙人の依頼があった場合において、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。(令第50条第4項)

(イ) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと。(令第53条第4項)

(ウ) 投票用紙、不在者投票用封筒及び選挙人が自ら請求した場合は、不在者投票証明書点を点検すること。(令第58条第1項、第2項)

(エ) 選挙権を有する者を立会人に選び、投票に立ち会わせること。(令第58条第3項)

(オ) 不在者投票記載所を設備すること。(令第58条第4項)

(注) 不在者投票管理者は、不在者投票の投票を記載する場所を指定して、これを病院内の見易い適当な場所に掲示するとともに、その他適当な方法で選挙人に周知徹底を図ること。

(カ) 代理投票の申請を受け、その可否を決定すること。(令第58条第4項)

(キ) 投票の終わった不在者投票を送致すること。(令第60条第1項)

(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理をしてください。

ア 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動を行うことはできません。

ここに「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が、日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となるので注意してください。

イ 不在者投票は、投票日の前に選挙人に投票させる制度ですから、特にその取扱いは厳格にし、あらかじめ事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討してください。

ウ 事務処理に当たっては、過去の経験や慣例に頼らず、常に法規、実例、判例等を根拠として、適確に処理してください。

エ 投票事務は、正確と迅速とが要求されるので、緊急な場合の事務処理ができるよう対策を立てておいてください。

オ 事務の管理、執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を加えることのないよう配慮してください。

カ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、公職選挙法（以下「法」という。）第255条第1項の規定により、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務怠罪が適用されるので、これらの罰則に触れることのないよう厳に注意してください。
（不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効となることもあるので、留意してください。）

4 不在者投票をすることができる者

選挙人名簿に登録されている者の内、前記2の指定病院等に入院中又入所中で、選挙の当日、次の事由のいずれかに該当すると見込まれる者は、不在者投票をすることができます。（法第49条第1項）

- ① 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体障害、産じょく等にあるため歩行が困難な者
- ② 歩行可能な者のうち、その属する投票区の区域外の指定病院等に入院・入所している者

（注） 歩行可能な者のうち、その属する投票区の区域内の指定病院等に入院・入所している者で、選挙の当日、歩行が困難である者と見込まれない場合には、当該施設で不在者投票をすることはできません。

（法第48条の2第1項、第49条第1項）

なお、デイサービス等の通所利用者、指定施設等の職員等は、指定施設等では不在者投票はできません。

5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法

（1）選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院又は入所中の選挙人は、自ら越前市選挙管理委員会の委員長に対して、様式第3号（その2）の請求書に様式第5号の宣誓書を添えて直接に、又は郵便で請求することができます。（令第50条第1項）

選挙人がこの請求をする場合、併せて指定病院等で投票する場合にはその旨を、また盲人であるために点字投票をする場合にはその旨を申し立てなければなりません。（令第50条第2項、第3項）

（注） このように選挙人自ら請求することができますが、できるだけ病院長等を通じて行うように指導してください。

（2）指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法

ア 指定病院等の長（又はその代理人）は、

- ▼ 指定病院等に入院中又は入所中の者から
- ▼ 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の依頼があり、
- ▼ その者について不在者投票をする正当な事由があると認める場合は、

当該選挙人が選挙人名簿に登録されている越前市選挙管理委員会の委員長に対して文書（様式第3号（その1））で直接に、又は郵便で請求することになります。（令第50条第4項）

なお、上記の請求をする際には、併せて当該指定病院等で投票する場合はその旨を、また盲人であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければ

ばなりません。

イ 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する場合には、必ず選挙人からの依頼書（様式第1号）を受け取っておいてください。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

ウ 選挙の期日の告示の日前においても投票用紙等の請求ができます。

6 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付

前記5の方法によって請求すると、越前市選挙管理委員会の委員長から次の諸用紙が直接交付されるか、又は郵送されます。

（1）選挙人が自ら請求した場合

ア 投票用紙

イ 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

ウ 不在者投票証明書（様式第6号）（不在者投票証明書用封筒に封入）

（2）指定病院等の長が選挙人に代わって請求した場合

ア 投票用紙

イ 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

※投票用紙・外封筒・内封筒の色

○越前市長選挙 ピンク色

○越前市議会議員補欠選挙 クリーム色

7 不在者投票ができる期間

不在者投票ができる期間は、次のとおり選挙期日の告示の日の翌日から、選挙の期日（投票日）の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時までです。

（令第58条第1項、法第270条第1項）

選 挙 の 区 分	不在者投票ができる期間
越前市長選挙 越前市議会議員補欠選挙	令和7年10月20日（月）から 令和7年10月25日（土）まで

8 投票記載所の設備

不在者投票管理者は、投票記載所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当の設備をしなければなりません。（令第58条第4項）

なお、投票記載所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示されないように配慮してください。

9 不在者投票の方法

（1）不在者投票をさせる前にしなければならないこと。

ア 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人本人であるかどうかを確認すること。（令第58条第1項）

指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙等を代理請求している場合は、その請求をした病院以外の病院等では不在者投票はできないこと。

提示された投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、越前市選挙管理委員会の委員長にその投票用紙と引換えに再交付の請求をさせ、所定の不在者投票を行わせること。

イ 不在者投票証明書の点検（越前市選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書（様式第6号）を封筒のまま提出させ、その封筒が開かれていないかどうか点検し、開かれているときには選挙人が誤って開いたかどうかにかかわらず、投票さ

せることはできないこと。

(令第58条第2項)

不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書の選挙期日（投票日）における現在地が一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは投票させてよいこと。

（２）不在者投票の手続

ア 選挙人が上記の手続を済ますと

- ▼ 不在者投票管理者の管理する投票記載所において
- ▼ 投票用紙に自ら当該選挙の候補者 1 人の氏名を記載させ
- ▼ これを不在者投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ
- ▼ ついで不在者投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせ
- ▼ その表面に署名させ
- ▼ 直ちにこれを不在者投票管理者に提出させること（令第58条第1項、第2項）

（注） 1 投票させる場合、不在者投票管理者は選挙権を有する者を立会人として選び、立ち会わせること（令第58条第3項）

立会人がなく行われた投票は無効となるので、最低一人の立会人を立ち会わせること。

立会人は、点検から送致のための受理にいたる全手続に立会する。

なお、立会人は不在者投票管理者、その補助者及び代理投票の補助者と兼ねることができないので注意すること。

2 選挙人が署名を忘れたり、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載（代理投票の場合を除く。）してはならないので注意すること。

3 点字投票があったときの不在者投票用封筒（外封筒）の表面の署名は不在者投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせること。

イ 代理投票を希望する者がいる場合

代理投票とは、心身の故障又は文盲のため候補者の氏名を自書できない者が、不在者投票管理者に申請し、選挙人の投票を補助すべき者に投票させることをいいます。

具体的な手続は、まず代理投票を行うときには、

- ▼ 立会人の意見を聞いて
- ▼ 選挙人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め
- ▼ その 1 人が投票記載所で選挙人の指定する候補者 1 人の氏名を記載し
- ▼ 他の 1 人がこれに立ち会い
- ▼ 記載した候補者の氏名を選挙人に読み聞かせ
- ▼ 不在者投票用封筒（内封筒）に入れて封をし
- ▼ 更にこれを不在者投票用封筒（外封筒）に入れて封をし

▼ 封筒の表面に選挙人の氏名を記載して直ちに不在者投票管理者に提出します。

(令第56条第3項、第58条第4項)

この代理投票の補助者2人は、不在者投票管理者、その補助者又は立会人と兼ねることはできません。

なお、選挙人に代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見を聞いたうえで拒否することになります。

代理投票を行ったときは、代理投票調書(様式第7号)を作成してください。

ウ 代理投票の仮投票をさせる場合

前記イのように、代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて拒否することができます。

代理投票を拒否された選挙人に異議があるとき、又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることになります。

代理投票の仮投票を行う具体的な手続は

▼ 代理投票の補助者2人のうち

▼ 投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者が、

▼ 不在者投票用封筒(外封筒)の表面に選挙人の氏名を記載し

▼ 補助者の氏名を不在者投票用封筒(外封筒)の表面の代理記載人欄に記載して提出することになります。

(令第58条第4項)

エ ベッドの上で投票する場合

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会がある限りベッドの上ですることができます。

この場合には投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、この場合にはベッドのある室内に候補者等の氏名を記載したポスター等の文書を掲示することができないので注意してください。

10 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合においては、次の処理を行ってください。

(令第60条第1項)

(1) 不在者投票用封筒(外封筒)の裏面の記載

ア 投票年月日及び投票場所を記載すること。

イ 不在者投票管理者の記名を行うこと。

ウ 投票立会人に署名させること。(ゴム印は使用しないこと。)

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は

- ▼ 前記(1)の手続の終わった不在者投票用封筒(外封筒)を
- ▼ 更に、不在者投票証明書(越前市選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る)とともに他の適当な封筒に入れて封をし
- ▼ その表面に投票が在中する旨を朱色で明記し
- ▼ その裏面に記名して印を押し
- ▼ 直ちにこれを越前市選挙管理委員会の委員長に直接に又は郵送にて送致してください。

この場合、不在者投票用封筒(外封筒)に、投票年月日及び投票場所、不在者投票管理者の氏名、立会人の署名等が記載されていないと、その投票は受理されないこととなりますので注意してください。

(令第60条第1項)

なお、不在者投票は不在者投票管理者から越前市選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻(投票日の午後8時)までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮のうえ送付してください。

(注) 不在者投票用封筒(外封筒)の表面に選挙人の署名もれがないよう特に注意してください。

1.1 投票立会人の立会

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。

立会人がなく行われた投票は無効となりますので、最低1人の立会人の立会がなければなりません。立会人は、不在者投票管理者、その補助者又は代理投票(又は代理投票の仮投票)における補助者を兼ねることはできません。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されている必要はありません。
(令第58条第3項)

1 2 不在者投票外部立会人について

平成 2 5 年 6 月に公職選挙法が一部改正され、不在者投票管理者は、市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる等により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務規定が設けられました。

そのような中、平成 3 1 年 4 月執行の統一地方選挙に関し、他市の不在者投票指定施設において、投票に関し意思表示することができない入所者に代わって、本人の意向を確認しないまま勝手に特定の候補者名を記入したとして、施設職員が公職選挙法違反（投票偽造罪）で逮捕され、罰金刑が科される事案が発生しました。

本事案は、指定施設における不在者投票の制度自体を脅かすものであり、看過することはできません。

つきましては、福井県選挙管理委員会から要請のあったとおり、「外部立会人を原則設置」いただきますようお願いいたします。

(1) 外部立会人に係る事務の流れ

ア 指定病院の長から、越前市選挙管理委員会に対し、外部立会人候補者の紹介を依頼してください。（様式第 8 号）

イ 越前市選挙管理委員会から、外部立会人候補者を紹介します。紹介を受けた候補者に対し、指定病院の長から直接依頼の上、外部立会人選任書（様式第 9 号）を送付してください。

ウ 上記イの者を外部立会人として選任し、不在者投票に立ち合わせた場合は、当該外部立会人に対し、その職務に要した経費として、1 時間当たり 1, 4 6 0 円を支払ってください。1 時間未満の場合は、1 時間に繰り上げてください。ただし、上限は 1 日当り 1 2, 4 0 0 円です。このとき、必ず領収書を徴してください。領収書様式は自由です。

エ 指定病院等の長は、上記ウの経費について、外部立会人結果報告書（様式第 1 0 号）及び領収書等の写しを添付して、選挙後直ちに越前市選挙管理委員会に請求して下さい。越前市選挙管理委員会から経費を支払います。

1 3 不在者投票台帳の整備について

上記の投票用紙の請求から投票済みの投票用紙の越前市選挙管理委員会への送付までを、不在者投票台帳（様式第 2 号）に記録してください。

なお、不在者投票用紙等を送致後、越前市選挙管理委員会から不在者投票用紙の受領書（様式第 4 号）が交付されますので、上記台帳に添付し、保管してください。

1 4 経費の請求について

指定病院等の長（又はその代理人）は、所定の手続が終了した場合は、不在者投票特別経費（不在者投票をした選挙人 1 人につき 1, 2 3 6 円）の請求書（様式第 1 1 号）に不在者投票をした選挙人名列（様式第 1 2 号）を添えて 1 1 月 1 2 日（水）までに越前市長あてに提出してください。

- ・投票用紙等の請求のみで実際に投票しない選挙人についても、請求できます。
- ・代理投票があった場合は、代理投票調書（様式 7 号）を添付してください。
- ・外部立会人の立会いがあった場合は、様式 1 1 号の請求書に外部立会人の経費も記入した上で、外部立会人結果報告書（様式第 1 0 号）及び領収書等の写しを添付してください。

（注）越前市長あて請求書の送付先

〒 9 1 5 - 8 5 3 0

越前市府中一丁目 1 3 番 7 号

越前市選挙管理委員会事務局

1 5 選挙が無投票になった場合について

1 0 月 1 9 日（日）1 7 時 0 0 分時点で、立候補者の数が選挙すべき人数（越前市長選挙 1 人、越前市議会議員補欠選挙 2 人）以下の場合、その選挙は無投票となります。

その場合、事前に投票用紙の交付請求をしていたとしても、無投票となった選挙の投票用紙は交付しません。

どちらか一方の選挙が無投票の場合、各様式に「越前市長選挙及び越前市議会議員補欠選挙」と記載されているものについては、以下のとおり読み替えるものとします。

◆越前市長選挙が無投票の場合

「越前市長選挙及び越前市議会議員補欠選挙」⇒「越前市議会議員補欠選挙」

◆越前市議会議員補欠選挙が無投票の場合

「越前市長選挙及び越前市議会議員補欠選挙」⇒「越前市長選挙」

※各様式を抹消線で訂正する必要はありません。